

第5回調達等の在り方に関する検討会 議事概要

1. 開催日時：2021年4月19日（月）10:00～11:30
2. 場 所：経済産業省本館17階第4～5共用会議室
3. 出席者：梶川委員長、梅野委員、金子委員、川澤委員、木村委員、
藤居委員

（議事次第）

調達等の在り方に関する検討について

日本公認会計士協会からの調達等の在り方に関する提言について

（議事概要）

佐々木会計課長より資料1から資料4、黒石公認会計士より資料5にそって説明がされ、議論が行われた。委員から出された意見は以下のとおり。

<調達等の在り方に関する検討について>

検討事項

（1）一者応札

- 新たな担い手育成を進めることも重要であるが、外部に依存するだけでなく、行政側が非常勤職員を雇用して自ら事業管理を行う等、複数の執行方法を確保する必要がある。
- 委託事業と補助金事業についての区別は必ずしも明確なものではない。似たような側面を持っていながら、一方は委託でもう一方は補助となっている事業もあるため、実態に鑑みて、境目をもっと柔軟に扱うべき。
- 大規模事業の事務局の担い手については、政策に応じて機動的な体制を構築することが役割の一つである独立行政法人に期待したい。
- コロナ禍を踏まえて、公的サービスの担い手については、再度検討する時期に差し掛かっていると思われる。行政としても自身の機能向上を図りつつ、デジタル庁の動きと合わせて、主体となり得る組織について検討する必要がある。

①実費精算の考え方

- 補助金事業については、一般管理費に加えて、人件費単価と合わせて収益性の議論が必要。
- 民間企業に委託する場合には、競争環境を整備することが大前提だが、利潤を目的としている以上、実費精算ではなじまない。

②巨額の予算執行管理

- 概算払によって解決できる問題もあるため、対応の検討を行うべき。

③要員確保の課題

- 新たな担い手を育成したとしても、多数の人員を確保することによって再び固定化されてしまうことも考えられる。競争環境を整えた場合であっても本当に機能するのか考える必要がある。

(2) 再委託費率

- 再委託費率が高くなることが避けがたい事業もあり、数値の大小だけで妥当性を判断するのは危険。
- 一方で50%を超える場合には管理が行き届かない可能性があることから、その妥当性、公正性が理由書によって十分に説明される必要があり、様式として整備をするべき。
- 元請から子会社への再委託など、関連当事者については会社の分割を行った場合も多く、再委託先を含めてグループとして一体でガバナンスを確保してもらう必要がある。その上で、再委託先として扱うのではなく、再委託費率の計算の中に入れないということも考えられるのではないか。

I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業

- 事業者が取りまとめ機能を担うことにより、行政側でなく事業者にノウハウがたまってしまふ、また、特定の事業者が継続的に取りまとめ機能を担ってしまうことが結果的に一番の参入障壁になる。
- 極端な場合、政策の企画立案部分まで事業者に委託をしているものもあるように思われるが、取りまとめ機能の委託をどのように行うのか、検討する必要がある。

II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業

- やむを得ず再委託費率が高くなってしまふ事業についても、事業の総合調整については再委託先ではなく、元請が担う必要がある。

III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業

- 多数の事業者の専門性を持ち寄って事業を実施する場合でも、事業の成果を高めるために最適な履行体制となっているか、元請がしっかりとハンドリングできているかを確認することが必要。

(3) その他

①補助金交付等停止措置について

- 行政処分であるものの、罪刑法定主義等の考え方に倣い、事前に明確にルール化する必要がある。
- 再委託先や外注先については、経産省と直接の関係がないため、再委託先等に対して処分を適用させるための契約関係の整理が必要。
- 実際の措置に当たっては、元請の監督責任を問うことができるかは良く検討する必要がある。
- 公務員の懲戒処分との間では、内容・形式の違いがあり、単純に比較はできないが、処分基準の具体化は可能な限り行うべき。

<日本公認会計士協会からの調達等の在り方に関する提言について>

- 事業の途中段階でその都度レビューを行い、パフォーマンスを評価するゲートウェイレビューが、KPI設定が難しい経済産業省の事業にどのように適用できるか検討する必要がある。
- 事業実施の中で評価してだけでなく、コンストラクションマネジメント方式のような、専門家が発注者側に入って一緒にマネジメントを実施し、知見とマンパワーを補う形も検討する必要がある。
- 途中段階で事業評価を実施することは、事業者側への負担等もあることから、事後的な確認である確定検査の手続緩和等の措置についても同様に検討する必要がある。
- 成果重視の考えの下、事前評価から事後評価という発想はトレンドに即した考え方であると言える。また、実費弁済という考え方を改め、事業者の利益を認めることも、成果重視の観点からあり得る考え方であるが、それが妥当とする範囲についての検討が求められる。
- 公的サービスについては、成果指標の客観性が難しく、執行効率の把握が難しい部分があるが、バリュー・フォー・マネーを高めるために、段階に分けて、どれだけ成果が上がったかを評価していくことは重要。